

平成28年度

会津若松市年間監査計画

会津若松市監査委員

目 次

1 監査の実施方針	P1
(1) 監査をめぐる状況.....	P1
(2) 監査の基本的な考え方と方向性.....	P1
(3) 監査の重点方針.....	P2
2 各種監査の年間実施計画	P2
(1) 定期監査.....	P2
(2) 行政監査.....	P3
(3) 財政援助団体監査.....	P4
(4) 随時監査.....	P4
(5) 例月現金出納検査.....	P4
(6) 決算審査.....	P5
(7) 健全化判断比率等審査.....	P5
(8) 基金運用状況審査.....	P6
(9) 各種監査の実施計画の策定.....	P6
3 監査の説明責任について	P6
4 監査の推進に向けて	P6
(1) 指摘事項等の措置の促進.....	P6
(2) 人材育成の強化.....	P6

1 監査の実施方針

(1) 監査をめぐる状況

本市を取り巻く社会情勢は、国においては未だデフレを脱却するまでには至っておらず、また、県においても東日本大震災からの復興に向け道半ばにあり、大変厳しい状況にあります。

本市においては、こうした状況を打開すべく、スマートシティ会津若松や地方創生の施策を展開していますが、少子高齢化を背景とした右肩下がりの時代潮流にあつて、行財政運営にあつては、これまで以上に経済性・有効性・効率性が必要になっています。

一方、市民からの信頼があつてこそ市政運営はなりたつものですが、大変遺憾なことに職員不祥事が起き、行政への信頼が大きく毀損しました。今後早急に、市役所一丸となつて、市民からの信頼回復を図っていかねばなりません。

こうした中にあつて、全国的には、不適正経理を契機として監査のあり方に係る議論が進められ、全国都市監査委員会において、平成27年8月に、監査の厳格性・透明性の確保によって住民への説明責任を果たすべく、新たな監査基準(以下「新監査基準」といいます。)を策定しました。

本市においても、平成28年度から、この新監査基準に準拠して監査を実施していきます。

全国のほぼ全市(787市、24一部事務組合)の監査委員で組織する団体。監査委員が連絡協議し、監査制度の円滑な運営と発展に向けて、調査研究等を行うとともに、関係行政庁への陳情や意見具申を行う団体。

(2) 監査の基本的な考え方と方向性

① 監査の基本的な考え方

本市の監査をめぐる状況を総合的に勘案するとともに、新監査基準を踏まえ、平成28年度の監査における基本的な考え方を次のとおりとします。

市民の負託のもと、行財政運営の健全性と透明性の確保を図り、もつて、市政への信頼確保と市民福祉の増進に資する。

② 監査の方向性

平成28年度の監査の方向性については、監査の基本的な考え方の具現化をめざし、次のとおりとします。

- 1) 市民の負託のもと、市民に代わり、市民の視点にたった監査
- 2) 事務処理における合規性・正確性の視点からの監査
- 3) 事務事業における合理性・効率性の視点からの監査
- 4) 不適正等の指摘のみならず、業務改善・課題提案型の監査
- 5) 全国水準の新監査基準や監査の着眼点を準拠した監査

(3) 監査の重点方針

監査をめぐる状況並びに監査の基本的な考え方及び方向性、更には新監査基準を踏まえ、平成28年度の監査の重点方針を次のとおりとします。

- ① 定期監査において、次のような充実を図ります。
 - 1) 市民や議会の関心が高い事務事業に焦点を当てて監査を実施します。
 - 2) 各部局の主要事業を対象とすることにより、監査の深堀りと1年間で全部局を網羅した監査を実施します。
 - 3) 事務事業の成果にも着目し、経済性・有効性・効率性の観点からも監査を実施します。
- ② 行政監査として、リスク管理の状況を勘案して、契約手続の監査を実施します。
- ③ 財政援助団体等監査のうち、指定管理者については、中長期的な観点にたつて計画的に監査を実施します。
- ④ 随時監査として、技術士を活用した工事監査に加え、時宜にかなった監査の実施に努めます。
- ⑤ 例月現金出納検査及び決算審査等について、計数の真正性の確認はもとより、必要に応じて財政状況等の分析を行います。

2 各種監査の年間実施計画

毎年度少なくとも1回以上期日を定めて、市の財務事務や市の経営に係る事業が、合理的・効率的に行われているかなどを監査するもの。また、必要に応じ、工事について、設計・施工等が適正に行われているかについても監査するもの。

(1) 定期監査

- ① 実施方針: 1) 個々の事業について、合規性はもとより、事業の成果も勘案し、合理性・効率性についても監査します。
 - 2) 1年間に全部の部局を対象にして、3期に分けて実施します。
 - 3) 定期監査の一環として、工事監査を実施します。
- ② 対象事業等 : 1) 平成27年度各部行政運営方針書に掲げられた主要事業又は議会で議論となった予算計上事業を対象とします。ただし、一定金額以上の委託契約(平成27年度契約分)については、主要事業以外のものも対象とします。
 - 2) 工事監査については、次の要件に該当するものから抽出して監査します。

・低落札率であったもの	・変更契約のあったもの
・分割発注したもの	・特殊工事のもの
・随意契約によるもの	・年度を繰り越したもの
・談合情報のあったもの	・工事中止となったもの
・請負金額の高額なもの	・その他特に監査の必要なもの
- ③ 現地調査 : 1) 平成27年度の行政監査(各種団体の現金等の取扱い)を踏まえ、現地調査等において、改善状況の確認と改善の促進に努めます。
 - 2) 従前の物品調査に代えて、金券(郵券等)について現地での照合を実施します。

【前期】

- ④ 対象部等 : 財務部、総務部、市民部(市民センター含む)、建設部
- ⑤ 実施予定時期: 平成28年4月～8月
- ⑥ 報告等の時期: 平成28年8月中旬

【中期】

- ④ 対象部等 : 健康福祉部、会計課、議会事務局、選管理委員会事務局、農業委員会事務局、水道部
- ⑤ 実施予定時期: 平成28年7月～12月
- ⑥ 報告等の時期: 平成28年12月下旬

【後期】

- ④ 対象部等 : 企画政策部(支所含む)、観光商工部、農政部、教育委員会(公民館・給食センター含む)
(*なお、具体的監査にあたっては、平成27年度事業の一部を対象に平成27年度の定期監査で実施済であることを考慮する)
- ⑤ 実施予定時期: 平成28年11月～平成29年3月
- ⑥ 報告等の時期: 平成29年3月下旬

監査の必要があると認めるときに、市の事務が法令に基づき適正に行われているか、合理的・効率的に行われているかを監査。全庁横断的な同一のテーマで監査することも可能。

(2) 行政監査

【随意契約による委託契約に係る監査】

- ① 実施方針 : 市民及び議会の関心を踏まえ、契約の公正性・透明性をテーマに、全庁横断的な監査を行います。
- ② 対象事業 : 平成28年度の契約額が一定金額以上の委託契約を対象とします。
(*新年度からの事務処理方針に基づいて実施されているかを重点的に監査)
- ③ 実施予定時期: 平成28年10月～平成29年2月
- ④ 報告等の時期: 平成29年2月下旬

【各種団体の現金等の取扱いのフォローアップ調査】

- ① 実施方針 : 平成27年度に実施した行政監査(各種団体の現金等の取扱い)のフォローアップについては、定期監査の現地調査において実施するとともに、取扱基準等の制定については、進捗状況を踏まえたヒアリングを実施します。
- ② 主な対象 : 平成27年度の行政監査時に対面監査の対象となったもの

*全国的な傾向や本市の監査実績に基づくリスクを考慮し、庶務経理事務について、次年度の行政監査のテーマとすることを検討します。

市が補助金・負担金・損失補償などの財政援助を与えている団体、1/4以上の出資をしている団体又は公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるときに、事務が適正・効率的に行われているかを監査。

(3) 財政援助団体監査

- ① 実施方針: 公の施設の指定管理者について、これまでの取り組みを継続し、中長期的な観点にたって計画的に実施します。
- ② 対象: 一般財団法人公園緑地協会(市側所管 花と緑の課・農政課・教委スポーツ推進課)
- ③ 実施予定時期: 平成28年8月～12月
- ④ 報告等の時期: 平成28年12月下旬
- ⑤ その他: 出資団体等の指定管理者以外の財政援助団体の監査について、次年度以降の実施に向け検討します。

必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する監査

(4) 随時監査

【技術士による工事監査】

- ① 実施方針: 定期検査の一環として行う工事監査とは別に、随時監査として、技術士に技術調査を委託し、その結果を踏まえて、工事監査を実施します。
- ② 対象: 設計額が概ね30,000千円以上の工事で、技術的難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね50%以上のもの
- ③ 実施予定時期: 平成28年6月～9月
- ④ 報告等の時期: 平成28年9月下旬

【特別に監査対象とする事業】

- ① 実施方針: 行政を取り巻く変化の中で、市民(議会)の関心の高い事務事業について、必要に応じて、随時監査を実施します。
- ② 対象(現時点): 上町内配水本管破損事故に係る市道若3-40号線外側溝工事
- ③ 実施予定時期: 平成28年5月～7月
- ④ 報告等の時期: 平成28年7月中旬

毎月例日を定めて実施する現金の出納の検査
現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金)及び預金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検査

(5) 例月現金出納検査

- ① 実施方針: 1) 毎月の計数を確認するとともに、決算審査につながる検査と位置づけて実施します。
2) 現金預金残高の確認はもとより、資金運用の状況や経営状況にも配慮して検査します。
- ② 対象: 会計管理者(会計課)が保管する現金及び預金
水道部総務課が保管する企業会計に係る現金及び預金
- ③ 実施予定時期: 毎月1回(月末)
- ④ 報告等の時期: 検査終了後

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行・運営が適正・効率的に行われているかの審査

(6) 決算審査

【一般会計及び特別会計】

- ① 実施方針: 決算計数について真正性も含め確認・検証するとともに、財政状況・資金運用・財産管理について意見を付します。
- ② 対象: 平成27年度の一般会計及び特別会計の決算
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成28年8月中旬
- ④ 報告等の時期: 平成28年8月中旬

【公営企業会計(水道事業会計)】

- ① 実施方針: 決算計数について資金運用・財産管理を中心に真正性も含め確認・検証するとともに、企業の経営状態の分析を行い意見を付します。
- ② 対象: 平成27年度の水道事業会計の決算
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成28年8月中旬
- ④ 報告等の時期: 平成28年8月中旬

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる計数について、適正に算定されているかを審査

(7) 健全化判断比率等審査

【健全化判断比率審査】

- ① 実施方針: 決算書その他関係書類に基づき計数について真正性も含め確認・検証するとともに、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率・実質公債費比率及び将来負担比率)が適正であるかを審査し、意見を付します。
- ② 対象: 一般会計等
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成28年8月中旬
- ④ 報告等の時期: 平成28年8月中旬

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる計数について、適正に算定されているかを審査

【資金不足比率審査】

- ① 実施方針: 決算書その他関係書類に基づいて計数について真正性も含め確認・検証するとともに、資金不足比率が適正であるかを審査し、意見を付します。
- ② 対象: 公営企業会計及び準公営企業会計
(水道事業会計、湊町簡易水道特別会計、西田面簡易水道特別会計、観光施設事業特別会計、下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、個別生活排水事業特別会計、三本松地区宅地整備事業特別会計)
- ③ 実施予定時期: 市長から審査に付された日～平成28年8月中旬
- ④ 報告等の時期: 平成28年8月中旬

基金の運用状況を示す計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的におこなわれているかを審査

(8) 基金運用状況審査

- ① 実施方針:運用型基金が目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて審査します。
- ② 対象:板橋好雄奨学資金貸与基金
- ③ 実施予定時期:市長から審査に付された日～平成28年8月中旬
- ④ 報告等の時期:平成28年8月中旬

(9) 各種監査の実実施計画の策定

年間監査計画を踏まえ、上記の各種監査ごとに、監査等の対象、着眼点、主な実施手続、実施日程等について、実施計画を定め、監査にあたります。

3 監査の説明責任について

監査は市民の負託によるものであることを踏まえ、市民へのわかりやすさに留意しながら、次のとおり公表を行い、説明責任に努めます。

- (1) 監査を行うにあたっての基本原則を一般的基準や実施基準、更には、報告基準を監査基準として定め、これを公表します。
- (2) 監査にあたっての年間実施計画並びに各種監査ごとに定めた実施計画について、これを適時公表していきます。
- (3) 監査が終了したときは、監査報告等として、監査の種類、対象、着眼点、主な実施内容及び監査等の結果をまとめ、これを公表します。

4 監査の推進に向けて

(1) 指摘事項等の措置の促進

監査の一連の手続きは、監査結果の市長等への報告及び市民への公表で終了しますが、指摘事項や指導事項については、市長等において当該事項の措置が講じられることによって完結するものです。このため、措置状況について、定期的な報告を求め、進捗管理をとおして、措置が講じられるよう努めます。

(2) 人材育成の強化

全国的な水準で、合規性・正確性のみならず合理性・効率性の観点にたつて監査を実施し、時に応じて、業務改善・課題提案型監査の役割を担っていくためには、監査能力や監査技術のスキルアップが不可欠であり、そのため、次のような取り組みを行います。

- ① 計画的・定例的な監査事務局内研修
- ② 専門機関への派遣研修
- ③ 都市監査関係団体(全国都市監査委員会、東北都市監査委員会、福島県都市監査委員会)との連携による調査研究・情報交換・連絡調整